

(指摘及び改善要望)

監査報告書 57 頁

4 補助金の交付

(3) 補助金の申請

補助金の交付申請は、18年度事業計画と予算を決定する代議員会開催(18年5月30日開催)より前の、事業計画案と予算案の段階で行われています。

事業計画が確定しない段階での交付申請であり、交付申請書に記載された補助事業等の経費も代議員会で決定された予算額と異なります。

また、補助事業等の経費は予算の支出総額が記載されており、補助対象経費でない基金費及び予備費を算入しています。

今後、事業計画と予算の確定後に交付申請を行うなど、補助金取扱規則及び交付要綱に従った適正な処理を行ってください。

(講じた措置)

協会では、平成20年度の補助金の交付申請より、補助金取扱規則及び交付要綱に従い、代議員会で決定された事業計画ならびに予算により申請することとしており、また、補助事業等の経費については、交付要綱に規定されている補助対象経費で補助金の交付申請を行うことにしておりますので、市といたしましては適正な処理が行なわれているか確認いたします。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 59 頁

4 補助金の交付

(5) 補助金の精算

19年5月25日に、補助事業等実績報告書により、実績の報告が行われていますが、決算を認定する代議員会開催(19年5月29日開催)前の報告であり、認定を受けていない事業報告と収支決算書となっています。

今後、補助金取扱規則に従った適正な処理を行ってください。

(講じた措置)

協会は、補助事業等実績報告書による実績報告書については、平成19年度決算から代議員会で認定された決算により実績報告を行うこととしており、市といたしましては補助金取扱規則に従った適正な処理で行うよう指導いたします。

5 今後の事業活動等

(1) 協会事業の再編等

協会では、協会組織の充実と発展、地域に対するコミュニティ活動の再認識を図るとともに、地域との連携を深めるため、地域コミュニティの活性化に協力している団体の紹介の場と、協会及び活動への認識を広めるための講演会を再編事業として実施しています。また、「宮っ子」のあり方、コミュニティ組織の問題等を含め、コミュニティ活動について時代に合った方向性を探り、今後の協会の推進活動について検討を行っている、としています。

今後、主たる事業である「宮っ子」の発行は継続しつつ、地域に根ざしたコミュニティ活動が求められています。そのため、幅広い市民がコミュニティ活動に参加できるような事業展開を行う必要があると思われます。

(講じた措置)

協会では、事業の再編等について、主事業である地域情報誌「宮っ子」の発行を継続しつつ、従来から開催している「宮っ子祭り」をはじめ、各地域コミュニティでの活動も含め、誰もが気軽にコミュニティ活動に参加できるような事業をコミュニティ協会として今回新しく立ち上げる企画委員会や役員会、理事会において検討することとしております。

5 今後の事業活動等

(1) 協会事業の再編等

18年度からは「宮っ子」の発行主体が協会になり、市から補助金の交付を受ける財政援助団体となったことから、自立の方向性をさぐり、法人格を取得するなど、団体としてのあり方や体制の整備について検討すべき時期ではないかと思われます。

また、規約の見直しも含め、団体としてふさわしい各種規程の整備が求められます。

(講じた措置)

協会では、団体としてのあり方や体制の整備について、新たに設置したコミュニティ協会の方向や事業等を企画する企画委員会が平成20年度の代議員会において承認されたことにより、今後は団体としてのあり方や体制の整備等を検討することとしております。

また、企画委員会の立上げに伴う規約改正は代議員会で承認されましたが、これからも団体としてふさわしい各種規程の見直しを進めることとしており、市といたしましては各種規程の見直し等について確認を行います。

5 今後の事業活動等

(2) 経理処理

協会の経理は、協会規約第15条で会計年度を、同16条で経費を規定しているのみで、具体的な会計事務処理の方法を定めた規程はありません。

今後、会計規程を整備し、会計処理の方法を明確にするとともに、一層適正な事務処理に努めてください。

(講じた措置)

協会では、会計規程の整備について、平成20年5月に企画委員会の設置に伴う規約改正に合わせて、財務規程を制定し会計処理の方法を明確にいたしました。市といたしましては財務規程の制定について確認を行いました。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 60 頁

5 今後の事業活動等

(2) 経理処理

協会から各地域組織に対して、地域版の広告収入を還元する形での地域活動補助費、地域コミュニティ活動推進懇談会及び地域コミュニティ事業の経費を助成する地域活動推進助成費、地域版の編集経費として均等割と世帯数割により算出した地域広報費が、支出されています。

地域情報誌は全市版・地域版を合せたものであり、地域における活動もコミュニティ推進のための協会としての事業活動の一環であることから、各地域組織の活動についても補助対象事業と考えられます。また、地域版の広告収入も含めた会計決算書としていることからも、各地域組織の経理も協会の経理と一体のものとなっています。

地域組織から会計報告書の提出を求め、書面による決算状況の精査・確認を行っているとしていますが、今後、現地調査を行うなど正確性を期すとともに、地域組織における会計処理の規程を設けるなど、一層適正な事務処理を行ってください。

(講じた措置)

協会では、地域組織における会計処理について、現在行っている書面による決算状況の精査・確認とともに、より正確性を期すための現地調査等や地域組織における会計規程の整備について検討することとしており、市といたしましては、適正な事務処理を行うよう指導してまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 60 頁

6 所管課の事務

(1) 交付申請の審査等

協会からの補助金の交付申請は、代議員会の決定に基づく18年度事業計画と予算が確定しない段階で行われています。年度当初から事業を行うため補助金が必要として早期に申請があったとしても、確定した事業計画と予算書の添付がないまま受理し、さらに交付決定を行うことは不適切です。

また、申請書に記載された事業経費は、交付要綱で定めた補助対象事業の経費ではなく、さらに確定予算額と異なることから、申請の受理にあたっては、補助金取扱規則に基づいて十分な審査を行い、厳正な対応を行ってください。

(講じた措置)

協会からの補助金の交付申請については、平成20年度から代議員会の決定に基づく確定した事業計画及び予算が添付されているか審査のうえ交付決定を行います。

また、申請書に記載された事業経費については、補助金取扱規則に基づいて十分な審査を行うなど、申請の受理にあたっては厳正な対応を行います。

6 所管課の事務

(2) 補助金の精算等

補助金取扱規則第 14 条に基づく補助事業実績報告書が、19 年 5 月 25 日に提出されています。添付された決算書は代議員会による認定前のものであり、同条に規定する添付書類としては不適當です。

今後、補助金取扱規則に従い、厳正な事務処理を行ってください。

(講じた措置)

補助事業実績報告書については、平成 19 年度決算から補助金取扱規則に従い、代議員会で認定された決算書を添付するよう厳正な対応で事務処理を行います。

6 所管課の事務

(2) 補助金の精算等

18 年度決算における収支残額については、補助対象経費を「宮っ子」の広報制作費に限定し、その実績額が補助金の額を上回るとして精算を行っていません。

補助金は、協会のコミュニティ推進のための事業経費及び協会の運営に要する経費に対しても補助したもので、「宮っ子」の広報制作費のみに限定することは交付要綱と整合しないこととなります。また、交付要綱の補助対象経費からみれば、協会から各地域組織へ支出した補助・助成費、地域広報費についても補助金の一部となります。

今後、地域組織も含めた協会の事業収支の精算等について、一定の整理が必要と思われます。

(講じた措置)

平成 19 年 12 月 18 日付で「西宮コミュニティ協会補助金交付要綱」の改正を行い、経費内容及び補助対象経費を限定し、また、交付申請の時期や補助金の交付時期を追加しました。

なお、市といたしましては、地域組織も含めた協会の事業収支の精算等については、今後協会と協議しながら検討いたします。

6 所管課の事務

(2) 補助金の精算等

交付要綱は、補助金取扱規則とともに補助金交付の根幹であり、その根拠となるものです。18 年 4 月 1 日施行の交付要綱は、補助金の額を「予算の範囲内」として補助対象経費に対する算定根拠が明確ではなく、また、交付時期の定めもありません。

今後、交付要綱全般の整備を行ってください。

(講じた措置)

平成 19 年 12 月 18 日付で「西宮コミュニティ協会補助金交付要綱」の改正を行い、補助金の額については経費内容を明記するなどして明確にし、また、交付申請の時期や補助金の交付時期などを追加するなど、交付要綱全般の整備を行いました。

6 所管課の事務

(3) 検討課題

18年度より、地域情報誌の発行業務委託から、協会に対する補助金に変更し、発行主体を明確にしています。発行回数が年10回から年6回となったことにより、市が支出する費用としては減少していますが、協会事務所を市民活動支援課内に置き、職員が業務に従事するなど、全体経費として表れない負担があります。

今後、事務執行体制の見直しや、補助のあり方について検討が必要と思われます。

(講じた措置)

事務執行体制の見直しや補助のあり方については、平成20年度から職員による地域情報誌「宮っ子」の配布業務を協会より業者に業務委託することとしましたが、その他の業務については、補助のあり方を含め事務執行体制の見直しについて、協会と協議しながら検討いたします。

6 所管課の事務

(3) 検討課題

協会のコミュニティ推進事業は、市の施策と一体化したものであることから、市としての事業展開やコミュニティ活動への支援の方法など一定の整理が必要と考えます。

今後とも、幅広い市民がコミュニティ活動に参加できる事業展開を行うため、協会との協議及び連携を行ってください。

(講じた措置)

コミュニティ推進事業については、市の施策と一体化したものであることから、市としての事業展開やコミュニティ活動への支援の方法などは整理を図りつつ、誰もが気軽にコミュニティ活動に参加できる事業展開を行うよう、コミュニティ協会と協議及び連携を行ってまいります。